

河川を活かしたまちづくりについて

CITY PLANNING BY MAKING USE OF RIVER

研究第一部 主任研究員 鳴海 太郎
研究第一部 次 長 井山 聡
研究第一部 主任研究員 黒川 信敏

従来から河川整備とまちづくりは個別に実施されることが多く、その結果、河川は都市の中の重要な構成要素の一つであるにも関わらず、必ずしもまちづくりの中でその特性を十分に活かした整備が図られてこなかった。

本来、都市内の河川は水と緑の貴重な公共空間であり、治水はもとより都市防災や環境等の多様な機能を有している。今後はこれらの河川が持つ機能を河畔のまちづくりにおいて積極的に位置付け、河川とまちづくりが連携して良好な河畔まちづくりを展開していくことが必要であり、安全で潤いのある都市再生を図っていく上でも重要となる。

本報告は、河川を活かしたまちづくりの先進的な取り組み事例を調査整理するとともに、良好な河畔まちづくりを実現するうえで必要となる河川整備とまちづくりの連携方策について、その概要をとりまとめたものである。

キーワード：都市内河川、まちづくり、一体的整備、沿川市街地、連携、河畔まちづくり、規制・誘導

So far, river development and city planning were often executed independently. As a result, the characteristics of the river, which is one of the important elements in the construction of the city, have not always been fully made use of in city planning.

Originally, an urban river is a valuable, public space of water and green things, and is characteristic of variety of functions including city disaster prevention and the environment, not to speak of flood control. In the future, it will be necessary to locate the functions of the rivers positively in the planning of riverside cities, making the river and the city planning be coordinated in development of the riverside cities, which is also important in promoting restoration of safe and charming cities.

This article reports the survey of advanced approach cases which make the best use of the rivers and arrangement of its results, and the outline of a coordinated strategy of river development and city planning needed in developing favorable riverside cities.

Key Words : *Urban rivers, city planning, integral development, riverfront urban regions, coordination, riverside city-planning, restriction and inducements*

1. はじめに

都市内の河川は、急激な都市化の過程で治水機能の確保を優先課題に、まちづくりとは独立して整備が進められてきた。その結果、多くの都市内河川では、沿川地域の人々の河川に対する愛着が薄れ、まちづくりや人々の生活からも遊離した空間となってしまった。

河川は本来、自然公物としてまちづくりの中に共存し、治水機能のみならず防災や都市内の身近な水辺、緑地環境として、あるいはレクリエーション空間など多様な機能を発揮し、都市の重要な構成要素としての役割を果たすべきものである。

市街化が進んだ都市内において、河川を新しい水辺環境空間に再生していくためには、沿川市街地との一体的な整備への取り組みが必要である。

このことは、平成10年9月になされた河川審議会都市内河川小委員会の中間報告「河川を活かした都市の再構築の基本的な方向」ならびに都市計画中央審議会基本政策部会水・緑・環境小委員会の部会報告「水と緑の環境デザイン」で、河川を活かしたまちづくりの推進として取り組むべき方向が示されている。

本稿では、この取り組みに不可欠な要素である双方の連携のあり方を主眼に、河川を活かしたまちづくりの推進を図るための方策をとりまとめるとともに、並行して調査を行った各地の先進的な取り組み事例を紹介する。

2. 都市内における河川の役割

安全・快適で潤いのある豊かな都市生活を実現するため、現在、都市内においては道路等の基盤整備、市街地の防災対策、地域活性化施策、環境対策、さらにはこれらを複合させた抜本的な市街地整備など、都市再生に向けての様々な取り組みが重要かつ緊急の課題として実施されつつある。

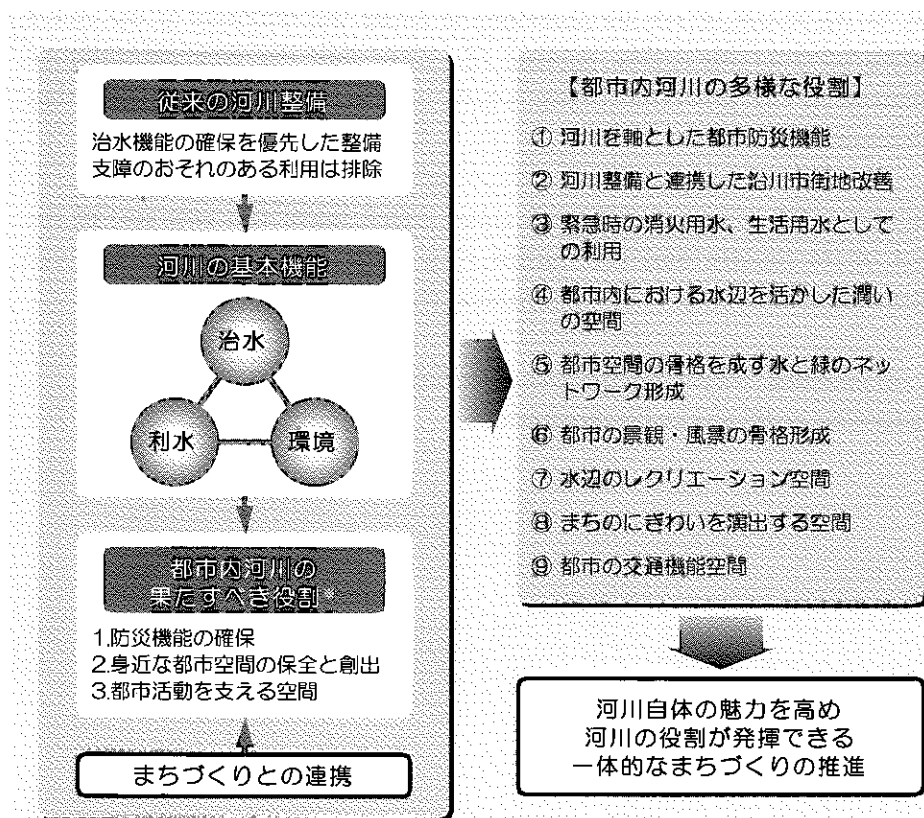
河川についてみると、高度経済成長期以降、急激な都市化が進む中で、治水機能を優先した河川整備が進められてきたことから、河川の持つ固有の特徴が十分に活かされているとは言い難い。河川整備とまちづくりについては、計画や事業もそれぞれ独立した執行体系となっているため制度的な障害もある。

一方、河川は都市の骨格を形成する重要な構成要素であり、世界的に見ても河川が都市の顔としてその地域の風土や文化の象徴となっている都市も多い。

河川が本来有している多様な役割を改めて再認識することで、まちづくりにおいても積極的に活用し、安全で潤いある市街地形成に役立てることが可能である。

今後の都市内における河川は、治水機能を確保する空間であることはもちろん、都市の防災機能を確保する空間、身近な環境空間、都市活動を支える空間としての役割が期待されている。

都市内における河川の役割は、図－1のように整理される。



図－1 都市内河川の役割

3. 取り組みの基本的な視点

都市内の河川においては、河川の特性を十分に活かし、流域・水循環の視点をもってまちづくりと連携して整備を進めていくことが重要である。そのためには、河川管理者とまちづくりの主体である市町村（東京都特別区を含む、以下同じ）が相互に連携・協働し、一体となって河川及び沿川地域のまちづくりに取り組んでいく必要がある。以下に、河川を活かしたまちづくりを推進していく上で取り組むべき基本的な視点を示す。

3-1 上位計画における相互の位置づけ

河川を活かしたまちづくりを進める上で、河川と都市双方の構想や計画において、互いの位置づけを明確にすることにより、河川管理者とまちづくりの主体である市町村が、共にその実現に向けた基本的な方向や河川とその沿川地域の将来像を共有することが重要である。

3-2 一体的整備計画の策定

河川を活かしたまちづくりを具体的に実施していくためには、一定の整備区域を対象とした地区レベルの一体的整備計画を策定することが有効である。相互に連携して、構造やデザイン、整備スケジュール、管理区分等の整合を図り整備計画を立案し、この計画に基づいてそれぞれの事業を展開し、管理に移ることで、より良好な河畔空間の形成が可能となる。

3-3 事業実施時の連携の強化

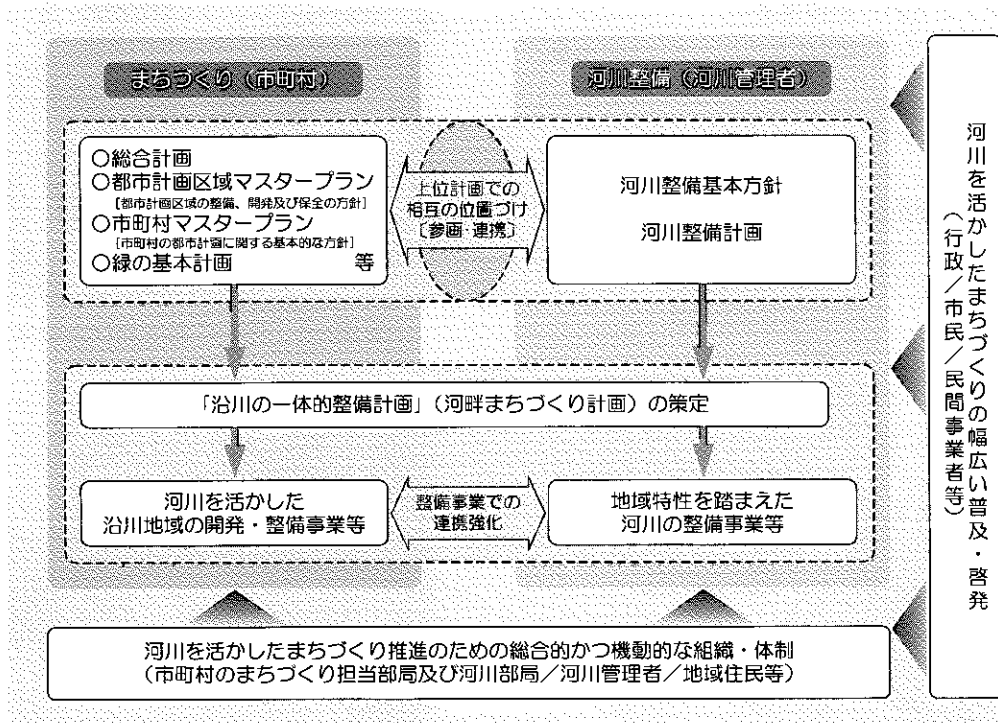
河川整備や沿川地域でのまちづくり事業を合理的に進め、河川をまちづくりに活かしていくためには、事業実施段階での連携を強化していくことも重要となる。地域の特性に応じて、事業実施区域の柔軟な設定や費用負担、維持管理等の適切な役割分担を、連携の効果が発揮するよう互いに調整し、従来の枠組みにとらわれない柔軟な運用を行うことが必要である。

3-4 総合的かつ機動的な組織・体制づくり

河川整備を担う国や都道府県の河川管理者とまちづくりを担う市町村とは行政組織自体が異なるとともに、市町村には河川の技術的な蓄積も十分でない場合が多く、相互の人材や情報の交流は必ずしも多いと言えない。相互の協力関係を充実するとともに、地方整備局、都道府県等の総合調整機能を活用しつつ、取り組み体制の強化を図ることが必要である。

3-5 河川を活かしたまちづくりの普及・啓発

河川を活かしたまちづくりを進めていくためには行政だけではなく、沿川の民間地権者や開発事業者の理解と協力が不可欠である。行政内における河川やまちづくり担当部局に対する普及・啓発はもとより、シンポジウムやセミナーの開催等の広報活動を推進し、沿川の市民や事業者の意識高揚を図り、河川を活かしたまちづくりへの気運を高めていくことが重要である。



図一2 河川を活かしたまちづくり推進への概念

4. 先進的な取り組み事例の特徴

既に各地においては、様々な工夫のもと、良好な河畔空間整備への取り組みが進められている。これらの事例が実現した背景や経緯、河川整備とまちづくりとの具体的な連携内容、整備後の効果等を把握することは、連携方策を具体的に検討するにあたっての参考となる。

ここで主な先進的な取り組み事例を紹介するとともにその特徴を整理する。

4-1 主な取り組み事例

(1) 堀川／愛知県名古屋市

堀川は、名古屋市の中心部を南北に流れる一級河川であり、1610年の名古屋城築城と同時期に開削され、以来、生活物資の輸送路や市民の憩いの場として街の発展を支えてきた母なる川である。都市の発展に伴い水質の悪化が進み、沿岸の活気が失われる中、堀川を再生し堀川を活かしたまちづくりを進めようとする気運が市民の間に高まり、昭和63年にマイタウン・マイリバー整備事業の指定を受け、市が事業推進主体となって総合的な整備が進められている。

現在、第1期の重点3地区の整備が概ね完了し、第2期の整備が予定されているなど着実な進展が見られ、地域住民の目が河川に向けられ始めている。計画に基づくハード面の整備が先行することにより、沿川の賑わいを取り戻しつつある好事例といえる。

①導入事業

・マイタウンマイリバー整備事業

黒川樋門から堀川口防潮水門間の約14.6kmを

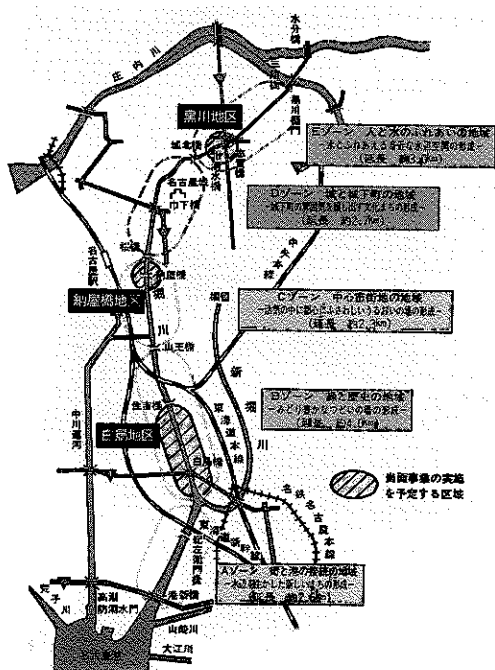


図-3 堀川水辺空間整備基本計画概念図

対象に、①水辺環境改善による都市魅力の向上、②沿川市街地の活性化、③名古屋市における南北方向の都市軸の形成を基本方針として、沿川を5ゾーンに区分しそれぞれ特徴ある水辺空間整備の方向を示している。

[河川の事業]

- ・都市基盤河川改修事業（補助事業、S61～）
- ・河川環境整備事業（補助事業、H6～）

[まちの事業]

- ・街路事業（補助事業、S54～H13）
- ・住宅市街地整備総合支援事業（補助事業、S62～）

②一体的整備の特徴

- ・モデル事業指定を契機とした一体的整備計画の策定
- ・民間事業者の発意による河川に顔を向けた建築物更新に対応した高質な河川管理施設の整備
- ・計画に基づく沿川の市街地再開発事業に先行した船着場の整備
- ・街路事業の歩道整備と河川事業の沿川プロムナード整備との一体的デザインによる施工

③一体的整備による効果

- ・一体的整備計画の策定およびその積極的な普及啓発により堀川に対する市民意識が向上
- ・一体的な整備により河川に顔を向けたまちづくりが進展



写真-1 河川に顔を向けた建築物



写真-2 一体的デザインによる施工

(2) 博多川／福岡県福岡市

博多川は、福岡市の中心部を流れる準用河川である。感潮河川のため流れがほとんどなく、一時は水質悪化に伴う悪臭やガスにより「川端ぜんそく」が発生し、埋立て論も起こっていたが、昭和40年代以降、河川浄化に取り組み、都心部の貴重な水辺空間として再生を図ってきた。市は平成2年に「博多川夢回廊」を策定し、その構想を受けて河川的环境整備を進めている。

現在、水辺テラスなど点的な整備が進められ、今後それらを線的に結ぶ水辺歩道の整備や緑化が予定されている。昨今の景気の低迷や市の財源不足などから、整備の進捗がやや鈍化してはいるものの、河川整備の構想に基づき、沿川まちづくりとの連携や地域の活性化誘導を行い、河川沿いの賑わいを再生している点が評価される事例である。

①導入事業

[河川の事業]

- ・河川環境整備事業（市単独事業、H3～）

[まちの事業] ※対象地区:博多リバレイン

- ・市街地再開発事業（補助事業、H4～H10）
- ・街並み・まちづくり総合支援事業（補助事業、H7～H10）

②一体的整備の特徴

- ・整備構想により沿川全体の整備を一体的に誘導
- ・事業調整による相互の事業区域の重複とデザインの統一
- ・市街地再開発事業との一体的整備による河川管理用通路機能の確保
- ・魅力的な河川空間整備により、民間事業者が河川側に空間（公開空地）を確保することを誘導

③一体的整備による効果

- ・オープンスペースとしての河川を活かした特徴ある都市景観が形成
- ・良好な河畔空間の創出により沿川商業施設のイメージアップと河川沿いの賑わいが再生
- ・沿川の清掃など民間による自発的な河畔維持活動

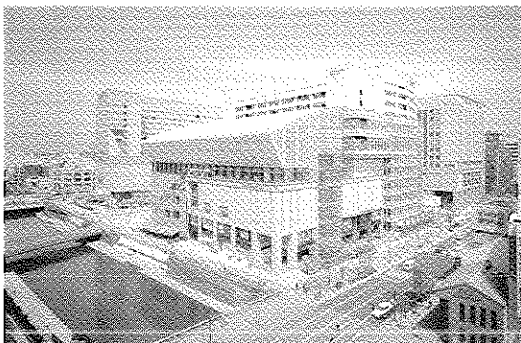


写真-3 博多川／博多リバレイン

(3) 道頓堀川／大阪府大阪市

道頓堀川は、市中心部南側の繁華街なんばを貫流する大阪の代表的な河川であり、都心南部に残された貴重な水辺空間である。市では、「水の都・大阪」を再生するため、水を身近に感じられる空間形成を目指し、道頓堀川両岸に遊歩道を整備し、良好な水辺環境を創造する道頓堀川水辺整備事業を進めている。

先行している湊町リバープレイスが平成14年7月にオープンするなど、比較的短期間の整備によりインパクトのある河畔空間整備を展開している。都市再生プロジェクトの第三次決定にも掲げられており、市の積極的かつ意欲的な取り組みと相まって、早期整備が期待されるが、沿川建築物を誘導するソフト的な施策展開や緑化プログラムなどが今後の課題といえる。



図-4 道頓堀川水辺整備イメージ

①導入事業

[河川の事業]

- ・河川環境整備事業（補助事業、H7～）

[まちの事業] ※対象地区:湊町リバープレイス

- ・湊町リバープレイス整備事業（市単独事業、H10～H13）
- ・再開発地区計画（H4.1都市計画決定）

②一体的整備の特徴

- ・事業調整による一体的空間整備と施工スケジュールの整合
- ・河川区域内の船着場をイベント広場と位置づけ賑

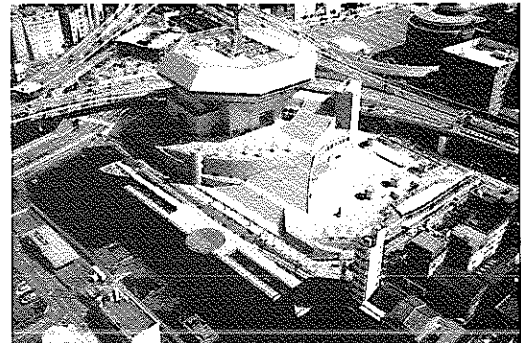


写真-4 道頓堀川／湊町リバープレイス

わいを創出

③一体的整備による効果

- ・核施設整備と繁華街中心部を繋ぐ川沿いの遊歩道整備により水辺の動線を確保
- ・一体的な河畔空間整備により今後の施設管理での連携に関する協議が開始

(4) 京橋川他／広島県広島市

広島市は、河川管理者である国や県と協力して、平成2年に「水の都整備構想」を策定し、まちづくりと一体となった水辺空間の形成に向けた取り組みを進めてきた。平成7年にはこの構想の具現化に向けて、川に顔を向けた人々が集い楽しむことができるまちづくりを進めるため、京橋川・猿猴川沿いをモデル地区として設定した「水の都モデル整備計画」を策定し、「水の都」の実現に向けた環境整備を進めている。

沿川建築物の誘導施策を中心とした取り組み事例であるが、施策の意義や内容等が市民や民間事業者に浸透しており、効果的に機能している。また、市では昭和55年から河岸緑地（S27都市計画決定）を整備しており、この空間整備と沿川建築物の誘導により良好な河畔空間創出を官民協働で実現している好事例である。

①導入施策

- ・リバーフロント建築物等美観形成協議制度

太田川デルタ地帯の河川を対象に、良好な河川空間の景観形成とリバーフロント住宅建設の推進を実現するため、平成元年に創設された市独自のまちづくり協議制度であり、護岸から約200m以内で行われる一定規模以上の建築行為や屋外広告物設置に際し、色彩やデザイン、河岸へのアクセス等について、市に届出・協議を行う。

- ・リバーフロント地区地区計画

「水の都モデル整備計画」の実現に向けた、都市計画制度による誘導策の一つとして、京橋川・猿猴川沿いの約30.2haを対象に、建物用途、敷地規模、壁面後退等について一定の要件を満たさない場合、基準容積率を減ずる地区計画であり、平成8年に都市計画決定された。

②沿川建築事例〔ホテルJAL CITY 広島〕

- ・リバーフロント建築物等美観協議制度に基づく協議により、河川沿いの公開空地や河岸緑地との一体的整備、河川への通り抜け通路、公衆用トイレなど、民間事業者の理解を得て整備が実現した。



写真－5 京橋川／JAL CITY 広島

4-2 事例から見た特徴の整理

河川整備とまちづくりが一体となって、良好な河畔空間の整備が行われている先進的な取り組み事例をみると、大きく4つに特徴を整理することができる。

(1) 一体的整備計画の策定

良好な河畔空間が形成されている地区では、河川管理者と沿川まちづくりの主体である市町村等が参画して策定された地区レベルの計画を有する地区が多い。

一体的整備計画が策定されていることにより、河川管理者とまちづくり担当者の双方で共通の理念が構築され、事業を個別に実施する場合でも良好な河畔空間形成が実現できる。

特に、多くの地権者が関わるまちづくり事業が調整等に時間を要し、河川事業が先行する場合や、逆に予算上の制約等からまちづくり事業が先行する場合、あるいは民間事業者によるスポット的な開発が生じた場合など、一体的整備計画の策定が重要な役割を担う。

(2) 事業段階での調整

具体の地区レベルの計画の有無に関わらず、事業段階で河川管理者と市町村の双方で調整を行いながら事業を実施することにより、設計レベルでの調整が可能となり良好な河畔空間が形成されている。

特に、河川整備とまちづくりの事業区域を重複し、双方の事業を重層的に実施することにより、より高質な河畔空間形成を可能としたり、河川区域を境界として事業分担が行われている場合でも、同一の材質や形状等によりデザイン統一を図るなど、様々な事業連携の工夫が行われている。

(3) 沿川建築物の規制・誘導

市町村の条例や要綱、独自の制度などにより、沿川の建築物の誘導を行い、河畔空間の創出あるいは河川沿いの優れた景観の形成を図るための取り組みがされ

ている。また、沿川のまちづくりにおいて、地区計画などの都市計画の活用により、河川沿いの空間確保を行うなど、河川管理者、市町村、民間事業者等の官民協働により、良好な河畔空間の形成が行われている。

(4) 市町村の総合的な行政力

河川管理者は通常、国あるいは都道府県であるため、市町村内に河川部局が組織化されていないのが一般的であるが、先進事例では政令指定都市を中心に河川部局が設置されており、同一庁内に河川およびまちづくり双方の事業部局があるため、計画だけでなく事業段階においても円滑な調整が可能となっている。

河川事業の時期に併せて沿川まちづくり事業を実施したり、さらには沿川まちづくりに併せて河川区域内の高質化整備を行うなど、市町村単独費を投入し一体的な空間形成を行っている事例もある。

5. 河川整備とまちづくりとの連携方策

前述の基本的な視点を踏まえ、また、先進的な取り組み事例やその特徴を鑑みると、河川管理者とまちづくりの主体である市町村、さらには地域住民や民間事業者等との各段階・各方面での連携が、河川を活かしたまちづくりを推進する上で、如何に重要かが明確となる。以下に、河川整備とまちづくりとの連携における課題やその対応方策を3つの側面から整理する。

5-1 計画での連携

河川と都市は独立した計画体系を持ち、双方の計画は対象区域や計画内容のレベルが異なることから、相互に位置づけがしにくい面がある。河川では河川管理者である国や都道府県が、水系を単位として河川整備基本方針、河川整備計画を策定し、一方、都市については市町村の行政区域等を単位として、総合計画や都市計画などが策定されている。これらの課題に対しては、河川と都市の各計画手続きの中で互いの関係を規定した上で、河川を都市計画決定していくことが必要である。河川においては、既往の通達等に河川整備計画策定上の視点として、沿川のまちづくり計画の反映などを加え、技術的な助言として打ち出していくとともに、都市においては、都市計画上の河川の取り扱い等について、都市計画運用指針等の内容を充実させていくことが有効である。

また、従来、河川整備とまちづくりが個別に行われてきた背景から、双方に情報交流等の意識や連絡調整の機会が乏しい現状がある。これらの課題に対しては各部局を対象に行われている既往のブロック会議やシ

ンポジウムでの課題討議等を通じ、意識の醸成を図っていくとともに、双方による定期的な協議会等を発足するなど、密な連携を図るための定常的な協議調整システムを構築することが必要である。

これらの取り組みを進め、相互に河川と沿川地域の将来像を共有することにより、河川を活かしたまちづくりを具体的に推進していくために必要な、双方を一体的に捉える地区レベルの計画策定の土壌が築かれる。

5-2 事業での連携

従来から、河川整備とまちづくりの事業区域は、河川区域を境としてそれぞれの事業者が分担して整備を行っているのが一般的である。河川の整備は長期計画に沿って区間単位で事業化されるのに対し、まちづくり事業は沿川地域にスポット的に発生するという整備上の特性もあり、事業上の整合が図りにくい一面もあるが、このために事業スケジュールやデザイン的な不整合、あるいは工事の長期化や双方の工事が輻輳することによる安全性の低下などの問題が生じているのも事実である。

河川を活かしたまちづくりを具体的かつ合理的に実施していくためには、河川区域を境界としたそれぞれの事業という発想から脱却し、権原設定や費用負担、維持管理などについて、河川整備とまちづくりの一定の整備ルールを明確にした上で、事業を展開していくことが必要である。

また、工事実施上の具体的な方策として、費用面での課題はあるものの、市町村長施行の河川工事の拡大や民間事業者等による河川工事を促進していくことも効果的である。今後、河川管理者による費用負担のあり方を検討するなど、河川整備とまちづくりの一体的整備工事に向けた取り組みを行っていくことが望まれる。

5-3 規制・誘導方策での連携

河川を都市の中で活かしていくためには、必ずしも整備事業を行うだけではなく、沿川の緑地を保全したり、沿川市街地の良好な景観形成を誘導していくような規制・誘導方策を展開していくことも重要である。

河川においては、河川管理施設等を保全するための公物管理上の規制策はあるが、沿川市街地の形成自体を誘導していくような方策は有していない。一方、まちづくりにおいては、地区計画制度をはじめ良好な沿川市街地を形成するための多様な規制・誘導方策が準備されている。

河川を活かしたまちづくりを総合的に推進していくためには、相互による沿川市街地での規制・誘導面で

の連携が重要である。そのためには、河川と沿川市街地の将来像やあり方について、関係者で広く議論するとともに、河川管理者自体もまちづくりの各種制度への理解を深め、まちづくりの主体である市町村への積極的な働きかけを行うとともに、その活用を図っていくことが必要である。

6. 河川を活かしたまちづくりへのアイデア

従来の一般的な整備手法のみでは、良好な河畔まちづくりを展開するのは難しい。例えば、河川整備の実施（用地取得・工事）のみでは良好な沿川での街並み誘導の進展は期待しにくい。しかしながら、河川管理者とまちづくり主体との連携のもと、既存制度を一層活用し、様々な工夫を行うことにより、これを打開することはある程度可能と考えられる。

以下に、既存制度の活用・工夫による河川を活かしたまちづくりへのアイデアを示す。

①総合設計制度の活用

河川側への公開空地の配置を誘導し、水辺と一体となった良好な都市空間の創出を推進する。

②河畔の建築物セットバック誘導手法

建築基準法第53条第4項等により、建ぺい率の緩和と併せて、沿川建築物のセットバックを誘導する。

③河川管理用通路の接道道路としての取り扱い

特定行政庁の判断により、河川管理用通路を建築基準法の道路として扱い、河川に顔を向けた建築物

整備を推進する。

④民有地での河川管理用通路の整備

地区計画制度の壁面後退等の活用により、民有地のままで河川管理用通路を実質的に整備する。

⑤民有地での緩傾斜堤防の整備

民有地のまま緩傾斜堤防を整備し、堤防部分の非課税等をインセンティブに、河畔空間を創出する。

⑥民有地への水面の引き込み

沿川事業者の発意により、民有地への水面の引き込みを行い、水と緑の良好な河畔空間を創出する。

⑦河川立体区域制度活用による民有地での船着場整備

河川法第58条の2の河川立体区域制度を活用することにより、民有地上で船着場等を整備し、土地の有効利用と沿川の賑わいを創出する。

⑧沿川での複数敷地間の容積移転

建築基準法第86条の一団地認定等により、複数敷地間での容積移転を行い、河川沿いにオープンスペースを創出する。

⑨河川用地を活用した土地区画整理事業

土地区画整理事業区域と河川区域を重複させ、道路・公園等公共施設の占用を認めることにより、減歩緩和と河畔空間整備を図る。

⑩河川管理用通路等の積極的な開放と柔軟な占用許可

河川管理用通路を歩行空間として積極的に開放するとともに、柔軟な占用許可を行い、河川沿いの賑わいと河川に顔を向けた建築物の誘導を図る。

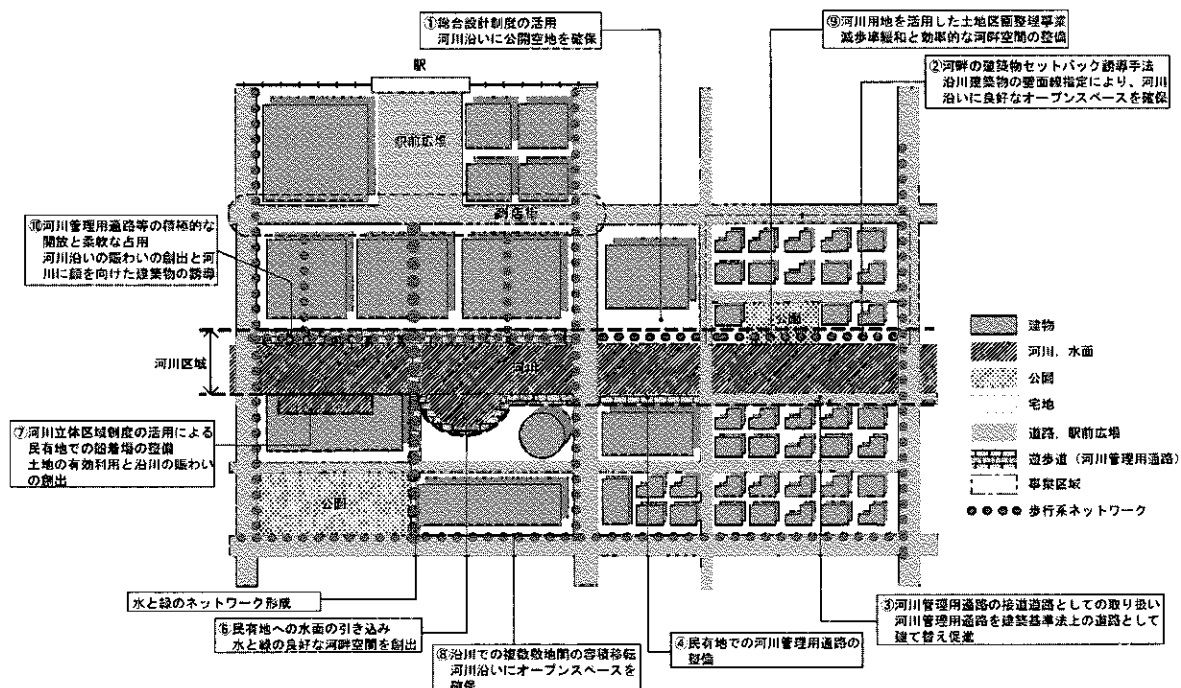


図-5 河川を活かしたまちづくりへのアイデアによる整備イメージ

7. おわりに

冒頭で記した河川審議会都市内河川小委員会の中間報告（平成10年9月）では、河川を活かしたまちづくりの総合的な整備方策の一つとして、市町村、地域住民及び河川管理者をはじめとした関係機関の密接な連携を挙げている。

本報告では、河川を活かしたまちづくりの推進に向けた取り組みのうち、とりわけ河川と都市、河川管理者とまちづくりの主体である市町村の連携という視点で方策を述べてきた。この取り組みを進めるに際し、さらに住民参画の促進、民間事業者の参加のための条件整備を行い、良好な河畔空間の形成がより一層図られることが望まれる。

なお、河川を活かしたまちづくりを推進していくためには、何よりも、水質・水量や河川環境など河川そのものが水辺空間としての特徴を活かした魅力を有していることが重要であり、河川自体の魅力向上に努めていくことが不可欠であることを忘れてはならない。

最後に本報告をまとめるにあたり、ご指導、ご助言をいただきました国土交通省河川局をはじめとする関係各位、ならびに事例調査にあたりご協力をいただいた関係者の方々に対し、深く感謝申し上げます。

<参考文献>

- 1) 河川審議会都市内河川小委員会中間報告：河川を活かした都市の再構築の基本的方向（1998. 9）
- 2) 都市計画中央審議会基本政策部会報告：水と緑の環境デザイン（1998. 9）
- 3) (財) リバーフロント整備センター：河川を活かしたまちづくりに関する検討～中間とりまとめ～（2001. 11）
- 4) 名古屋市緑政土木局河川部堀川総合整備室：タウンリバー堀川（1992. 10）
- 5) 日経BP社：日経アーキテクチュア（1999. 5. 17号）
- 6) 大阪市経済局：大阪市主要プロジェクト集（2000. 6）
- 7) 日刊建設工業新聞社：日刊建設工業新聞（2002. 4. 30）